

SJクイズ



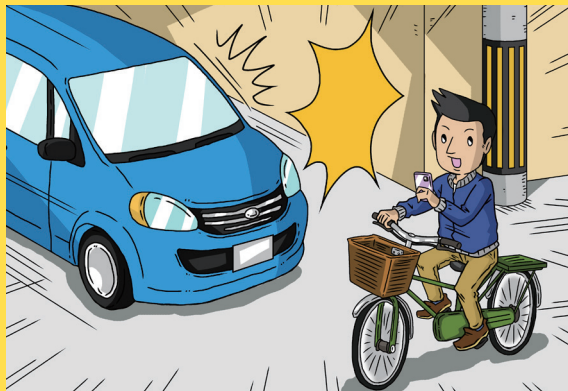
[問題編]

Q1

2023年の自転車（第1当事者^{※1}）の運転者が携帯電話等使用の状態であった場合の交通事故件数は139件でしたが、これは2014年の何倍でしょう？

- ①約1.2倍 ②約1.5倍 ③約2倍

※1 交通事故の当事者のうち、過失が最も重い者または過失が同程度の場合は被害が最も軽い者。



Q2

2024年11月1日から自転車運転中の「ながら運転（ながらスマホ）」に対する罰則が強化されました。「ながら運転」をした場合の罰則は次のうちどれでしょう？

- ①5万円以下の罰金
②6ヵ月以下の懲役または10万円以下の罰金
③1年以下の懲役または30万円以下の罰金

Q3

2024年11月1日に施行された改正道路交通法では、自転車の「酒気帯び運転^{※2}」が罰則の対象になりました。自転車が第1当事者となった交通事故（2014年から2023年の累計）において、自転車が酒気帯び運転をしていた場合の死亡・重傷事故率は飲酒していない場合の何倍でしょう？

- ①約1.4倍 ②約1.9倍 ③約2.4倍

※2 血液1mlにつき0.3mg以上または呼気1ℓにつき0.15mg以上のアルコールを身体に保有する状態で運転すること。

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL:03 (5412) 1736

SJ クイズ ?

[解答・解説編]

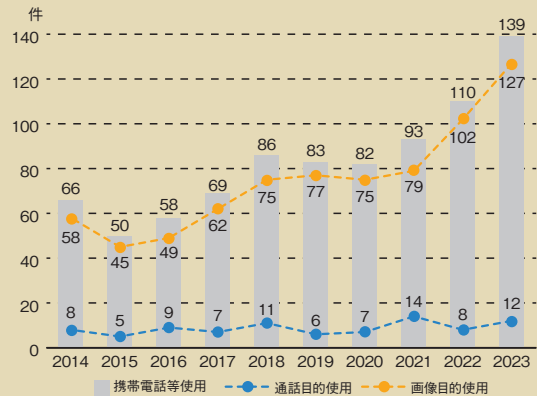
Q1 解答 ③約2倍

<解説>

2014年の自転車（第1当事者）の運転者が携帯電話等使用の状態であった場合の交通事故件数は66件で、2023年は約2倍となる139件となった。2020年以降は増加傾向にあり、スマートフォン（以下、スマホ）の画像注視など画像目的使用がそのほとんどを占めている。

運転中の「ながらスマホ」は画面を見ることに集中してしまい、周囲の状況を認識することが難しくなる。重大な事故につながる危険な行為なので絶対にやめてほしい。

●自転車(第1当事者)の運転者が携帯電話等使用の状態であった場合の交通事故件数の推移



出典：政府広報オンライン

Q2 解答 ②6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

<解説>

自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合の罰則は、「6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金」である。また、自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は、「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」となる。

さらに今後は、自転車の違反（16歳以上が対象）にも交通反則通告制度（青切符）が適用される予定だ。自転車利用者は車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールを遵守しなければならない。

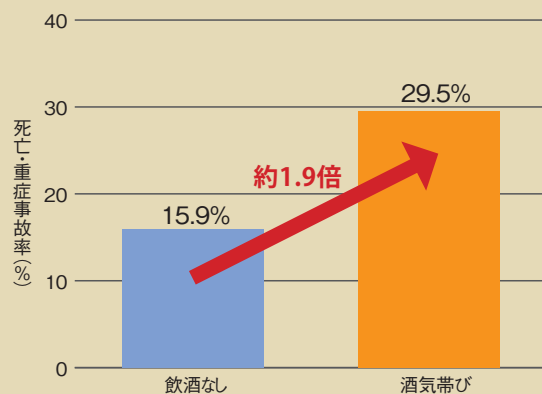
Q3 解答 ②約1.9倍

<解説>

自転車が第1当事者となった交通事故において、自転車の運転者が酒気帯びをしていた場合の死亡・重傷率は、飲酒していない場合の約1.9倍高くなっている。

2024年11月1日からは酩酊状態で自転車を運転する「酒酔い運転」に加え、「酒気帯び運転」も罰則の対象となった。「酒気帯び運転」の罰則は「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」である。クルマやバイクと同様に、自転車でも「飲んだら乗るな」を徹底する必要がある。飲酒したら、自転車を置いて帰る、または自転車に乗らず押して帰るなどの対応をとってほしい。

●自転車(第1当事者)の交通事故における死亡・重傷事故率 (2014~2023年の累計)



出典：政府広報オンライン

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL:03 (5412) 1736

